

子ども手当受給者の方へ

「子ども手当」に代わりました！

女性児童課児童福祉係 ☎ 0824-73-1192

「子ども手当」は、本年4月分から
「児童手当」に変更して支給されるよ
うになりました。

平成24年3月31日までに申請し、子
ども手当の認定を受けている方は、自
動的に児童手当の認定が行われるた
め新たな手続きは必要ありません。

ただし、6月中に現況届の手続きが
必要です。対象者の方には5月末に詳
しい案内を送付しています。

なお、4・5月分から新たに児童手
当を受給する方も6月中に現況届の
提出が必要です。

制度内容

1 支給対象

中学校卒業(15歳の誕生日後の最初
の3月31日)までの間にある児童を養
育している方に支給。

2 支給期間

原則、申請の翌月分から15歳到達
後の最初の3月分まで。

3 支給月額

- 3歳未満 1万5千円(一律)
- 3歳以上小学校修了前 1万円
(第3子以降※ 1万5千円)
- 中学生 1万円(一律)

ただし、児童を養育し、主に家計を
担っている方の所得が次表の限度額以
上の場合、特例給付として一律で月額
5千円を支給します。

※「第3子以降」とは、18歳の誕生
日後の最初の3月31日までの養育して
いる児童のうち、3番目以降をいいま
す。

4 支給時期
原則、毎年2月、6月、10月に、前4
か月分をまとめて支給します。
※本年6月は、子ども手当(2・3月
分)と児童手当(4・5月分)を支給し
ます。

本年3月31日までに子ども手当 の手続きをしていない方へ

子ども手当(本年3月分まで)と児
童手当(本年4月分から)の両方の手
続きが必要です。

子ども手当は、本年9月30日までに
手続きすれば、平成23年10月分からの
手当を受給できますが、児童手当は
申請のあつた翌月分からの受給になり
ますので、早めに手続きをしてくださ
い。

本年4月1日以降に本市へ転入し
た方で、元の住所地で子ども手当の申
請をしていない方は、元の住所地での
手続きが必要です。

【申請窓口・問い合わせ】

女性児童課児童福祉係

☎ 0824-73-1192

または各支所市民生活室(西城支所
はしあわせ館内)

(公務員の方は、職場で手続きをして
ください)



※「第3子以降」とは、18歳の誕生
日後の最初の3月31日までの養育して
いる児童のうち、3番目以降をいいま
す。